

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

【 評価基準 (最新版) : 平成 28 年 6 月改訂 67 項目 】

① 第三者評価機関名

名 称	(株) 第三者評価 http://daisansha.lolipop.jp/fukushi
所 在 地	大阪市東淀川区東中島1-17-5 ステュディオ新大阪
訪問調査日	1次訪問調査日 2017年12月19日 (火) 2次訪問調査日 2018年1月30日 (火)
評価調査者 3名	HF05-1-0098 リーダ III章担当 吉山 浩 HF10-1-0002 I・II章担当 加藤 文雄 HF10-1-0001 A章担当 八巻 芳子
保護者アンケート実施	2017年8月 回収率 96.9 % (回収 95 / 配布 98)
評価結果確定日	2018年2月2日
WAMNET結果公開日	2018年2月2日

② 保育園情報

名称:	山手夢保育園	種別:	保育所	
代表者氏名:	豊原 五月 園長 山下 いずみ 主任保育士	定員 (利用人数):	120 (128) 名	
所在地:	芦屋市東芦屋町 6-10			
TEL	(0797) 23-9646	ホームページ:	http://www.yumekoubou.or.jp/hoiku/yamayume/page1/main.html	
【施設・事業所の概要】				
開設年月日:	2007年 4 月 1 日			
経営法人・設置主体 (法人名):	社会福祉法人 夢工房			
職員数	常勤職員:	27 名	非常勤職員:	5 名
専門職員	保育士	23 名	管理栄養士	2 名
	調理師	1 名	栄養士	1 名
設備等の概要	保育室 (0~5歳児)・遊戯室兼ランチルーム・相談室・職員室・調理室・職員更衣室、 屋外・屋上遊戯場 (園庭)			

◎ 法人本部が平成 29 年度・30 年度で、全園での受審を進めている理由

当法人は、平成 28 年 12 月の新体制発足以降、法人運営全般について改革・改善に取り組み、信頼の回復と利用者サービスの一層の向上に努めているところです。

その一環として、保育事業においても、定期的に第三者機関による専門的かつ客観的な立場からの評価を受けることが極めて重要と考えております。第三者評価受審のプロセスが、職員自身の自己評価や施設の点検などを通じて現状を再認識するとともに、保護者の意向、評価を把握する機会ともなり、提供する保育サービスの質の持続的な改善・向上につなげられるからです。当法人は、このような取り組みを通じて、常にこども・保護者本位の良質かつ適正な保育サービスを提供するよう努めたいと考えています。

このようなことから、平成29～30年度に集中的に全園において第三者評価を受審することにしたものです。

③ 保育理念・保育方針・保育目標

保 育 理 念

子どもの最善の利益を考慮し、利用者主体を根幹に、行政、地域、保育園の緊密な連携を強化し、地域の子育て支援事業の核となります。

保 育 方 針

「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。
その子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。」
見るもの、聞くものに好奇心を誘発され、人に認められ、誉められ、喜ばれることにより、自分自身が生きている意味を子どもなりに感じたり、愛情をたくさん注がれた「人間」の生きる力の大きさを大切にできる保育と、人から守られるだけでなく自立していく過程で、困難なことや悲しいことに立ち向かう勇気と気力を育てていくために、成長過程で課題を解決しようとする自立意欲を助長し、それを実践できる機会を大切に考えられる保育を目指します。

保 育 目 標

他人の気持ちが分かる子ども
自分らしく生きる子ども
感性豊かな子ども

④ 保育園の特徴的な取組

◎ 職員の質の向上を目的として、園内研修の取り組み

外部研修に行った職員が、園内研修の講師となり他の職員に研修を行う。ワーキングを取り入れ、個々でいろいろな気づきを得られるようにしている。

◎ 公開保育の取り組み

夢咲保育園と年間4回の公開保育を行い、新保育指針を見据えて、乳児では3つの視点で育ちを考える。幼児では「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」から～豊かな感性と表現～に注目し環境、言葉かけ、関わりから、次への学びをどうつなげていくかなどを話し合い、保育を深めた。

◎ 愛情深い保育の徹底

乳児では、担当制保育を行い親以外の特定の大人の愛情を受けることで、自己肯定感が育まれていけるよう、密な関わりを行っている。

◎ 保幼小の交流会

芦屋市の公立幼稚園、保育園、近隣の保育園と交流する機会をもち、小学校の音楽会、作品展の見学、図書室開放、運動場で遊んだりし、就学前に小学校への不安を軽減し見通しの持てるようにしている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年8月1日（契約日）～平成30年2月2日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	3回目（2012年度 WAMNET 公開 2013年3月19日）

⑥ 総評

◇ 特に評価の高い点

- (1) 園として単年度の事業計画の実施にあたり、『H29年度保育マニュアル』を作成して、園の経営・管理に関する方針、策定した計画への具体的な取組、日常業務における行動等までの詳細な項目（24項目）についてマニュアル化して実施して取組み、進捗状況の確認・評価、見直しを行い、計画達成に向けてのP（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）の改善サイクルで全職員が取組んでいる。
- (2) 広々としたランチルームが魅力的です。厨房はガラス張りで中の作業がよく見えます。しかも先生が園児を見渡すことのできる位置におられますので子どもたちの食べる量を確認できます。
- (3) ランチルームから2段ほど階段を上ると5歳、4歳、3歳の教室があります。5歳さんは教室で昼食を摂ります。小学校に向けての試みです。「給食当番」を設けて実際の給食時の模擬体験ができるようにしています。
- (4) トイレの掃除を徹底されています。床に寝転んでもよいくらいに磨かれていました。特にトイレ掃除

マニュアルの項目最後に「トイレトペーパーは先を三角に折る」と書かれてありました。徹底されていることの象徴です。

- (5) パワフルな園長と緻密な主任保育士の持ち味の異なるコンビネーションで、組織的・計画的・継続的な活動が出来る園へ改革し、丁寧で質の高い保育・幼児教育を提供しようとされています。

▼ 改善を求められる点 (b 評価となった 1項目)

評価基準 III-1-(4)-① ❶ 第三者委員に直接リーチする電話番号の記載がありません。

⑦ 第三者評価結果に対する保育園のコメント

子どもたち、保護者の方に、安心安全で楽しい居場所である保育園を目指し、職員一同日々の保育を行っております。

この度、第三者評価を受審するのも、3回目となりました。1, 2回目よりもさらに掘り下げられた項目もあり、自園の保育を振り返る良い機会となりました。

全職員で課題に向けてどのような対応、解決策が必要かを話し合い、検討を重ねてまいりました。改善を行うことで、子どもたちが今以上に「保育園に行きたい」「楽しい」と思えることに繋がると信じて・・・

今回の取り組みだけで終わることなく今後も継続して、子どもたち、保護者の方々の幸せのために職員一同頑張りたいと思います。

的確なアドバイス等感謝申し上げます。

- ⑧ 各評価項目に係る第三者評価結果 別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

1次訪問調査時 12/19 (火) のヒアリングの様子 於：会議室

3班に分かれてのヒアリング 全景



1・2章 主任保育士、園長、加藤調査員



八巻調査員 リーダー保育士 A章保育・幼児教育



3章 吉山調査員 副主任保育士

評価細目の第三者評価結果

各項目右端の評価結果欄 a、b、c の表記について

- | | | |
|---|--------------|------------|
| a | 全ての項目を満たす | 目標となる高いレベル |
| b | 1つ以上の項目を満たす | 標準的レベル |
| c | いずれの項目も満たさない | 改善が必要なレベル |

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>入園のしおり・ホームページ等で明文化しています。また、理念、方針、目標は職員の行動規範として年度初めの「保育課程」の見直しの際の読み合わせや各自の手帳に保存、会議等で随時聞き取りを行い周知が図られています。また、日常的に目に触れるように、玄関や各部屋にも掲示しています。保護者には年度末懇談会や新入園児説明会等でも資料に掲載して説明しています。</p>		
<p>アウトカム評価 < 結果に対する評価 ></p>		
<p>I-1-(1)-① ⑤ 理念や基本方針が保護者等への周知が図られている。</p> <p>⑥ 理念や基本方針の<u>周知状況を確認</u>し、継続的な取組を行っている。</p>		
<p>2017年8月実施 保護者アンケート結果 (総数 98 家族) 回収率 95/98 (回収/配布) = 96.9 %</p>		
<p>設問1 保育園の理念・方針をご存じですか？</p>		
<p>回答 ⑤よく知っている 4 (4.2 %) ④まあ知っている 49 (51.6 %) ③どちらともいえない 16 (16.8%) ②あまり知らない 25 (26.3 %) ①まったく知らない 1 (1.1 %) ①未記入 0 (0%)</p>		
<p>⑤ よく知っている 4 (4.2 %) + ④ まあ知っている 49 (51.6 %)</p> <p>= 合わせて 53 (55.8 %)・・・もう少し上げたいレベルにあると思われます</p>		
AA	想定する周知状況になっているか？	BB どの程度の周知状況が目標なのか？
<p>毎年、『理念』や『方針』の保護者への周知状況を保護者アンケート等で確認し、取り組み方法の妥当性を</p>		

確認すると共に、⑤よく知っている + ④まあ知っている で合わせて 何%程度を目標値とするのか 園内で議論され、数値による目標管理も合わせてご検討下さい。【 数値目標があると知恵が深まります 】

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉑・b・c
<コメント> 市の園長会(民間保育園会)、日本保育協会、保育ナビ購読等から情報を得ています。月1回開催される市主催の園長会から待機児童数等も把握しています。経営状況等は毎月の「月次報告書」にまとめ、法人保育園長会で他施設からの意見も参考にしながら現状の把握と課題への対応をしています。また、毎月の園長会にてコスト分析、利用者の推移、利用率の分析を行っています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	㉑・b・c
<コメント> 課題への対応は「改善計画書」を作成して法人理事会、園長会や職員会議で周知し取り組んでいます。また、問題点解決のため職員間で「実行責任者」を適材適所に振り分けて取り組み、改善の進捗状況を主任と園長で検討・確認を行っています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㉑・b・c
<コメント> 保育方針・目標の完遂を目指して、地域の現状・設備・人材・予算等を踏まえ具体的な取組を策定し、「中・長期計画」に明確にしています。「中・長期計画」は定期的(8月・3月)に振り返りその進捗状況を確認して次年度以降の計画に反映しています。 【 中長期計画の主な内容 】 平成29年度 実施予定 …… 絵画・リトミック指導職員を確立・屋上、乳児テラス修繕等 平成30年度 実施予定 …… 子育て支援職員、専門リーダーを確立・クロス貼り、コートテラスの修繕等 平成31年度 実施予定 …… 子育て支援の充実化・積極的な地域活動への取組等		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉑・b・c
<コメント> 事業計画は中・長期計画を踏まえて、『29年度保育マニュアル』として事業計画、当年度予算、保育計画、行事計画等24項目の多岐にわたって策定し振り返りも行われています。 【 当該年度 平成29年度計画の主な内容 】 実施済 …… 保育の信頼と安心と構築の向上：保護者アンケート、職場改善アンケート(結果改善項目25件) にもとづく改善点の把握と改善実施		

地域交流と子育て支援：近隣老人ホーム、幼稚園、保育園との交流と地域の行事への積極参加 週1回の園庭開放を週2回実施等 設備・備品：屋上日除けの設置、屋上、乳児テラス修繕、乳児園庭用玩具修繕等		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉑・b・c
〈コメント〉 事業計画は年度初めに『29年度保育マニュアル』にして目指す保育を掲げ策定し、「組織目標や望まれる保育職員（期待する職員像）」について示すと共に職員から 保育園の改善内容について「職場改善アンケート」を（提案・要望）を募り（今年度改善25項目あり）職員会議で話し合い検討し集約・反映させて策定しています。また、進捗状況をその都度 職員会議で把握・評価しています。（職員会議録は全職員に閲覧し確認押印して周知されています）		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
〈コメント〉 事業計画の主な内容は入園時、進級説明会、懇談会等でも保育の様子も分る資料(保育園のしおり・園だより・行事予定等)にて、くり返し説明しています。また、保育園内に掲示して理解と参加を促しています。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
〈コメント〉 保育の質の向上に向けた取組として自己評価・保護者アンケート・第三者評価結果を取りまとめ、職員会議にて周知し、改善を組織的に実施しています。また、県が定めた評価基準に基づく自己評価を実施し、第三者評価も3年～5年に1度定期的を受審しています。評価結果の分析・検討も園長・主任保育士にてとりまとめ、職員会議にて周知し改善を組織的に行っています。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
〈コメント〉 課題は「月次報告書」にまとめ、法人園長会で他施設からの意見も参考にしながら明確にしています。課題への対応は文書での供覧や職員会議で周知し共有化が図られています。また、明確になった 課題等は職員からの「職場改善アンケート」等も取入れて「改善計画書」にて各課題への実行責任を振り分け、改善の進捗状況を園長、主任保育士で確認して、適宜見直しも行っています。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園長は園の経営・管理に関する方針と取組み方法や園長の役割と責任について『H29年度保育マニュアル』の中で職務分掌等と共に記載して年度初めに職員会議等で説明し周知が図られています。また、園長の責務は平常時だけでなく有事（災害、事故等）においても役割と責任や不在時の権限委任（主任保育士が代行）等について『保育安全マニュアル』等に明記しています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園長はコンプライアンス、社会的ルール、モラルの遵守を『H29年度保育マニュアル』の中にも記載し率先して職員に指導し取組んでいます。また、法令遵守の観点から外部研修等にも参加して、幅広い分野で遵守すべき法令について情報を収集把握すると共に「法令一覧表」を作成し、随時更新（H29.8）もされています。遵守すべき法令等は職員会議で職員に徹底をくり返し周知しています。（法令集ファイルにて確認）</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の質の向上のために「保育指導計画」を添削しアドバイスをを行うと共に、保育室を周って子どもの様子を観察し、計画通りの保育であることの確認や相談等も行っています。また、公開保育（4回／年）を実施し問題点の把握を行った上で、次への取組を明確にして取組めるようにしています。職員の意見や安全に関しても「アンケート」で意見の集約を行い反映するための取組を行っています。（「安全・アンケート」ファイルにて確認） 職員の教育・研修についてはシフトや勤務状況を勘案して、園外研修への参加や国内研修を実施しています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>1ヶ月の状況を「月次報告書」にまとめ、法人園長会／役員会・園長会等での他施設からの意見も参考にしながら現状の把握と課題への対応をしています。また、法人園長会での伝達や課題への対応を職員会議で周知しています。（職員会議録にて確認）課題に対する改善は「改善計画書」にて各課題の責任者に振り分け、改善の進捗状況を主任保育士と確認する等の体制を構築し自らも参画しています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c

<p>〈コメント〉</p> <p>人材の確保や育成では「昇任試験制度」やキャリアパスの体制の施行により基本的な考え方が示され、昇任試験等を実施しています。また、必要な福祉人材や人員体制については「専門職の人材計画」が中長期計画で具体的に計画しています。人材の確保では大学周りや、説明会へ参加して採用活動を行っています。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「期待する職員像等」は『保育マニュアル』に記載して、職員会議で職員に周知しています。職員の専門性、行能力、成果や貢献度は8月、2月に「自己評価」を行い、それを受けて園長・主任保育士による評価、改善策の検討等の人事考課ヒアリングを実施しています。職員の処遇改善については法人から「アンケート」を配布して聞き取りを実施しています。人事基準については、昇格試験を実施したり、平成29年12月21日に新たな基準を作成し、試行錯誤しながら運用が始まっていました。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>職員の就業状況（有給休暇の取得状況・消化率・時間外労働・疾病状況等）を記録しチェック把握しています。また、職員の定期健康診断の実施や簡易なストレスチェックを実施し、その結果を踏まえて個々に相談を行い職員の心身の健康維持と安全の確保に取り組んでいます。「なんでも相談・意見ボックス」を常設して職員が相談し易いような工夫もされています。総合的な福利厚生の一つとして親睦会（忘年会、新年会等）や「住宅手当」や「交通費」が支給される仕組みがあります。ゆとりある生活を目指すワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みとして、育児休業法への対応や短時間労働の導入、有給休暇の促進等を行っています。また、各クラスに担任を配置し働きやすく、コミュニケーションがとれやすい環境を作っています。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>年度初めに『保育マニュアル』にて期待する職員像、基本姿勢や役割分担の業務等も明記しています。これらに基づき職員一人ひとりの経験、適性をふまえた「研修計画」を作成して、その中で目標の強み、弱みを書き出して「目標設定」を行っています。「研修計画」は、目標、自己評価の面接として中間面接（8月）や期末面接（2月）を行い目標の進捗状況の確認や目標達成度の確認を行っています。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>職務分担表等に基本姿勢やなすべき業務が明記されています。人事考課の自己評価基準には職員に求める専門性が明示されています。個人の経験や志向、適性を踏まえて研修計画を作成して計画に沿って実施されています。また、外部研修に行った職員が講師となり園内研修に取組み、園長・主任保育士が研修結果等の評価・分析を実施して計画の見直しも行われています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>園長・主任保育士は個別職員の知識、技術水準、専門資格等を日々の業務の観察や人事考課面談等で把握して、</p>		

職員一人ひとりの教育・研修は経験や志向、適性をふまえて「研修計画」を作成し計画に沿って実施しています。外部研修に関する情報提供は「掲示」や職員への連絡等にて募り、シフトや勤務状況を勘案して研修に参加できるように配慮しています。（「研修報告書」ファイルNo1～No4で確認）

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c

〈コメント〉

『実習生マニュアル』に記載して関わる専門職（主任保育士が担当）の基本姿勢を明文化し、体系的なプログラムも用意されています。実習については本人の意向を取り入れてクラスを決め、指導者にはクラス担当を充てています。全職員に指導者研修（園内研修）を実施しています。また、実習校と連携をとり、巡回指導の教員との面談の機会を作っています。実習終了後も連携をとり就職活動にもつなげています。

【 直近3カ年 実習生受け入れ実績 】

平成29年度 6人、平成28年度 11人、平成27年度 15人

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>ホームページを活用して基本理念、基本方針、保育目標、保育の特色、保育内容や社会福祉法改正で公開を求められている ①貸借対照表、②収支計算書 ③現況報告書、④定款 ⑤役員報酬基準額についても2017年12月19日現在、公開されています。また、園の取組み実施状況、第三者評価の受審結果、苦情相談の体制等も公表しています。法人理念・保育理念・保育方針は、「HP・入園のしおり・案内（重要事項説明書）」等に記載して配布や掲示等で説明・明示して、社会・地域に対し法人の意義や役割を明確にしています。また、保育園での活動等については、保護者だけでなく、地域へ向けて、玄関前（園外）への掲示やホームページに掲載しています。</p> <p>WAMNET 社会福祉法人の財務省表等、電子開示システム</p> <p>http://www.wam.go.jp/wamnet/zaihyoukaiji/pub/PUB0200000E00.do</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>法人の会計基準が定まっており、そのルールを職員等にも周知しています。会計監査人による監査を定期的（毎年）に実施しています。また会計監査人により指導があった際は、すぐに是正しています。</p> <p>外部監査に関しては、従来は監査法人から、公募で採用した新たなG監査法人に変更し、チェックを受け（H30年1月16日）指導に基づく改善も行われている事を「講評メモ」にて確認しました。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方について基本理念の中でも「地域社会との共生」を掲げており、年間指導計画・月案にも記載しています。「お散歩マップ」「病院リスト」「近隣の社会資源リスト」の掲示や保健だよりに掲載し保護者に伝えていきます。また、地域行事、まつりなどに参加して協働しています。散歩時の挨拶、自治会に加入して打合わせ等、地域の人々との交流の機会を設ける取組を行っています。また、パンフレットやマップなどの配布や社会資源のポスターや資料を掲示や配布して社会資源の利用を推奨しています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>『ボランティア受け入れマニュアル』にて受け入れに関する基本姿勢や地域の学校教育への協力等も明確にしています。また、中学校のトライヤルやるウイーク、職場体験等を積極的に受け入れ、主任保育士がオリエンテーションを実施し、研修実習記録を記載して継続的に行っています。マニュアルにはボランティア受入れについて登録手続き、配置、事前説明等に関する項目が記載され「ボランティア受け入れ記録」にて登録者の記録も整備もされています。</p> <p>【直近2カ年 ボランティア等受け入れ実績】 平成29年度 0人、平成28年度 6人</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地区の関係機関・団体（近隣小学校、医療機関、自治会、老人施設等）のリストや地図を作成して、事務所に掲載して周知徹底すると共に関係機関との連絡会等（小学校就学前の引き継ぎ、医療機関による検診や相談）も行っています。（リストには23の関係機関・団体が記載されていることが確認できた）</p> <p>また、定期的に関係機関（市福祉センタ、家庭児童相談員等）とは密に連携が図れるようにしています。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園の「地域交流と子育て支援」として、園庭開放（2回/週）、お楽しみ会（3回/月）、行事計画（26回/年）等に基づき地域の保護者や子供達との交流を行っています。また、近隣にある老人ホーム、幼稚園、保育園交流、園外周辺の清掃、市のイベントへの製作展示、商店街交流等にも積極的に参加しています。また、「子どもの健康研修」等も実施しています。災害時の対応については「安全管理マニュアル」に基づき避難時の対応、留意事項等を記載して確認しています。また、市給食施設協議会の会員施設として災害時の役割が確認されています。園は地域の子育て支援拠点として地域の活性化に貢献しています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「地域交流と子育て支援」への取組をとおして福祉ニーズの把握を行うと共に市役所も連絡をとり合って地域の福祉ニーズの把握に努めています。（「市役所通達ファイル」にて確認） また、地域の高齢者施設訪問/地域の祭</p>		

り／災害訓練／隣接する小学校の行事等にも積極的に参加して交流の機会を持っています。「子育て相談」の開催、「赤ちゃんの駅」「プレママ相談」「乳幼児子育て支援」等への取組も実施しています。地域貢献に関わる活動として、秋祭り、ハロウィン、芦屋市事業（市制77年）へも参加しています。また、「ゆかたまつり」では地域に参加を呼びかけ、勤労感謝の日には交番、駐輪所、商店街に手紙を渡し感謝の気持ちを伝える活動も行っています。「地域交流と子育て支援」は中・長期計画や事業計画の中でも具体的に明示して福祉ニーズに基づいた活動を実施しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 理念・方針を玄関に掲示したり、各人の保育手帳に貼り、職員会議の際、ランダムに当て、言えるかどうかを確認し、周知徹底しています。子どもを尊重する姿勢を反映した「週日案」、「月案」を作成し、職員会議等で状況把握や、保育の中で他人を思いやる気持ち等について子どもや保護者に伝えています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 子どものプライバシー保護は、『こどもの人権擁護マニュアル（第3版 平成30年1月）』や『虐待防止マニュアル』に沿って配慮がされており、職員会議で周知徹底しています。 また、プール等の水遊び時や、着替えの際のカーテン取り付け、トイレにはついたてを設置し、設備面の工夫を行っています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<コメント> 市役所に園の資料を置いたり、園のホームページで毎月の子どもの様子や保育園の内容・特性を積極的に情報提供しています。見学・電話対応、面接など個別に行い、保育状況を説明しています。 芦屋市HP 山手夢保育園の紹介のページ http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomo/yamateyume.html		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<コメント> 保育の開始時や内容の変更があった場合も、保護者が安心できる様、入園式、進級説明会、年度末懇談会やお部屋懇談会等で伝えています。特に配慮が必要な保護者への説明については、『保育マニュアル』に記載があり、必要に応じて個別対応しています。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 卒園の際や転園時、退園時も保育の継続性に配慮した対応を行って、その後の相談方法や連絡の担当者が分かるように、「相談窓口のお知らせ」を文書にして、配付しています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<コメント>		

保育の中で子どもの様子を把握し、コミュニケーションを大切にし、日々の変化を見逃さないようにしています。また変化があれば、「日誌」や「引き継ぎノート」に記録しています。

「行事後のアンケート」も必ず実施し、保護者の意向を把握しようと詳細に分析しています。

今回、実施した2017年8月の保護者アンケート結果は、96.9%の回収率（95件回収/98件配布）で、その内容は、極めて良い結果となっていました。

2017年8月実施 保護者アンケート結果 クラス別満足度比較表				
クラス別	回収	配布	回収率 (%)	総合満足度 (5点満点)
0歳 こりす	3	3	100	4.3
1歳 りす	3	3	100	5.0
2歳 うさぎ	21	21	100	4.8
3歳 ぱんだ	25	25	100	4.7
4歳 きりん	22	23	95.7	4.3
5歳 らいおん	21	23	91.3	4.5
合計	95	98	96.9	平均 4.6

☆☆☆ 保護者が感じている “ 山手夢保育園 ” の魅力の一部抜粋 ☆☆☆

- ① 自由、のびのび元気に過ごすことが出来る
- ② 保育園内が明るくいつもきれいで清潔
- ③ 保護者の負担が少ない（手作りアイテムなし、オムツ記名なし、着替えは最低限等）
- ④ 親の勤務状況に応じて柔軟に対応してくれる（延長夜8時迄、土曜保育、朝7:00～など）
- ⑤ 先生たちが意欲的（熱心）に取り組んでいる
- ⑥ 遊具や施設の設備が整っている
- ⑦ 異年齢交流が多い。どのクラスの子供でも仲良く出来る
- ⑧ 先生たちが優しい

* 要望もいくつか頂いており、出来る所から改善を実施していました。

実施済みの改善事例の一部抜粋

庭と道路境界のフェンスの高さを上げ、不審者対策の強化の要望がありましたので、既存フェンスの嵩上げのコンクリート工事を実施していました。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a・b・c

<コメント>

苦情解決の仕組みは、「しおり」に記載し、玄関に掲示しています。苦情受付担当者 主幹保育教諭、責任者は園長となっており、**第三者委員は、公認会計士、大学の客員教授の2名を設置されていますが、その第三者委員に直接リーチする電話番号の記載がありません。**

また、玄関に、やぎさんポストを置いて、「園だより」にて、ご意見の呼びかけを行っています。

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

保護者が相談や意見を述べやすいよう玄関に「やぎさんポスト」を設置したり、担任・副主任保育士・主任保育士・園長等、誰にでも要望を伝えるよう懇談会で説明したり、その旨を「しおり」に記載したりしています。日頃より、毎日の送迎時に保護者とのコミュニケーションに努め、保護者が意見や相談を切り出しやすい関係作りに努めています。

また、相談を受ける時は、相談室を使用し、他の保護者の出入りを規制しプライバシー等を守っています。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
----	---	-------

<コメント>

相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順を記載した『苦情対応マニュアル』があり、全職員に周知しています。また、そのマニュアルは、年1回見直しています。

相談や意見を受け付けた場合は、主任保育士経由で園長に報告し、園内で話し合いを行い、2週間以内に対応しています。検討に時間が掛かる場合は、その旨を伝え、迅速に検討を行って、返答を行うルールとしています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
----	---	-------

<コメント>

リスクマネジメントに関して『事故発生防止委員会』が設置されており、事故発生時の対応と安全確保については①怪我・病気、②食中毒、③不審者対応、④災害対応、⑤保育安全マニュアル（平成29年度改正）の5つのマニュアルがあります。

「事故報告書」や「ヒヤリハット提案書」の内容を共有し、改善策を検討し、園内で共通認識が持てる様に教育をしています。園庭の遊具・園舎内等で使用されている「安全点検チェックリスト」も確認しました。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

『感染症予防マニュアル』、『環境衛生マニュアル（平成29年度）』に記載されています。夏場に3大夏風邪「手足口病」、冬場にインフルエンザの感染症が流行した時期は、『マニュアル』に基づいて、手洗い・うがい指導、園内清掃、玩具の消毒に努めていました。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
----	--	-------

<コメント>

近い将来に南海トラフ（マグニチュード9.2、震度6弱）が発生する事を想定しており、『防災マニュアル』を作成し、芦屋市ハザードマップを参考に減災対策を行っています。園舎は、耐震化されており、扉の倒れ防止や、棚の上から落下防止などの対策が実施されています。土砂災害や川の氾濫を想定した訓練も行っていきます。また、「備蓄リスト」には、様々なものを掲載し、最も必要とされる飲料水は、240L（長期保存用2021年迄）あり、子ども128人、保育士等30人 合計158人の1日分以上（1.5L/人・日）確保されています。

40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『給食衛生管理マニュアル』（平成29年9月改訂）があり、「食中毒発生時の対応」についても記載があり、マニュアルに基づき、年に1回食中毒に関する職員研修を行っています。マニュアルは、年1回見直しを行っています。また、厚生労働省作成の『大量調理施設衛生管理マニュアル』（平成29年6月16日付け改訂 ノロウイルス対策を強化）と同等以上の法人独自の『給食衛生管理マニュアル』の出来映えは見事なものです。</p> <p>1次訪問の段階では、日々の「調理に従事する方の衛生管理点検表」で、厚労省が新たに追加した「嘔吐」を確認する項目が見当たりませんでした。2次訪問（2018年1/30）迄に改善されており、改訂された新記録様式「調理職員衛生チェックリスト」を確認しました。</p> <p>山手夢保育園 給食の放射能検査の結果 4月21日～28日（平成29年度）芦屋市HP</p> <p>http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomo/houshanoukensa-kekka29.html</p> <p>結果良好 ヨウ素131 検出せず(0.66>) セシウム134 検出せず (0.58>) セシウム137 検出せず (0.68>)</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>『不審者対応マニュアル』があり、年間の避難訓練計画に基づき、不審者侵入時に対応した9月、12月に避難訓練を実施し、記録しています。マニュアルは、年1回の見直しを行っています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保育の標準的な実施方法は、『保育マニュアル（登園・食事・遊び・子育て支援等）』に適切に文書化されており、「子どもの尊重」、「プライバシーの保護」や「権利擁護」に関わる姿勢が明示されています。『マニュアル』研修を通じて、職員に周知徹底しており、ちゃんと実施されているか否か園長・主任保育士・副主任保育士がクラスを見回り、確認しています。また、法人内で公開保育を実施しており、丁寧で質の高い保育・幼児教育を提供する為に、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）を実践し、特に、C（Check）機能の強化に努めています。</p>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>標準的な実施方法、『保育マニュアル（登園・食事・遊び・子育て支援等）』は、年1回、園長、主任保育士、副主任保育士を中心に見直しを行い、職員会議で共通認識が持てるように周知されています。変更箇所がある場合は、指導計画との整合性を反映させ、見直しています。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。 ㉑・b・c
<コメント> 各クラスの担任が「指導計画」を策定し、園長、主任保育士、副主任保育士が確認し、指導を行っています。個別計画を立てる際、個々の発達段階を確認し、栄養士、法人の看護師と連携し、作成しています。要配慮児については、健常児の記録とは別で目標を立て、記録を取っています。発達の気になる子どもについてはS学園の巡回指導で相談したり、保健所とのやり取りを行っています。	
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 ㉑・b・c
<コメント> P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することで、指導計画の質の向上を図っています。「日案」、「月案」、「年間指導計画」の省察で振り返りを行い、次の計画に活かしています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 ㉑・b・c
<コメント> 子どもに関する記録は、「児童票」、「個人記録」(健康診断、予防接種、身体計測、既往症、SIDS、疾病記録、事故記録)等に記載しており、記載内容や書き方に差異が生じない様に、園長、主任保育士、副主任保育士より指導を受けています。また、週に1回実施する職員会議を通じて、園全体の情報の流れを統一し、情報を共有したり、共通認識が持てる様に工夫されています。	
47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。 ㉑・b・c
<コメント> 『個人情報保護規定』に子どもに関する記録の管理方法や体制の記載があり、新人研修時(3/12)、職員会議(10/11)にて教育を行っています。また、「テスト」を実施して、職員の理解度を高めようとしています。子ども・保護者の重要な個人情報が記載されている「児童票」、「保育所入所申込書 兼 児童台帳」の保管期間は、「別表」にて5年と定めていました。	

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>(1) 室温チェックを日に3回行っています。さらに、子どもの表情を確認しながら微調整をしています。マニュアルに頼るだけでなく目視によるチェックを取り入れ、きめ細かな対応をしています。</p> <p>(2) 布団はリース対応です。2週間に1回すべて取り替えています。汗をかく子どものために予備の布団も用意されています。保護者の負担をできるだけ少なくしたいとの思いからくる取り組みです。</p>
--

- (3) トイレ、着替え等では必ずひとり先生がついて、せかしたりすることなく子どもたちの気持ちをくみとり意欲を引き出せるように心がけています。
- (4) 教室内は遊具・家具など環境構成図を作成しています。子どもの成長や様子を見ながら、一ヶ月に一回程度見直し、常に工夫を重ねています。
- (5) 基本的な生活習慣について、子どもがわかるように説明しています。たとえば手を洗うときは一緒に洗いながら意味を伝えます。着替えでズボンをはくときは、必要なら手を添えられるようにそばについて見守っています。
- (6) 社会的ルールやお約束事を「のんたんの数え歌」を使い楽しく理解できるよう工夫しています。
- (7) 近くにある老人ホーム「Aライフ社」に出かけ、高齢者とふれあい、地域交流を心がけています。
- (8) 0歳児では保護者との関わりの中からできるようになったことを保育に取り入れ、子どもの様子について保護者と保育者が伝え合っています。
- (9) 乳児では「個別引継ぎ表」、幼児では「引継ぎノート」を活用し、保護者に細かくその日のエピソードを添えて伝えています。
- (10) 『接続期カリキュラム』を作成しています。5歳さんの10月から3月にかけてお昼ご飯は教室で給食当番を決めて小学校での生活に対応できるよう取り組んでいます。
- (11) 小学校の図書館や運動場を使う機会を設け、学校の参観日や音楽会に参加して小学校での生活を知ることのできる機会を作っています。
- (12) 年間保健計画は一年を4期にわけて看護師が計画し、特に6月～8月には省察を行い見直しています。保育園の子ども健康に関する取り組みや方針は、玄関の掲示板、お頼り等で保護者に周知しています。さらに、口頭でも伝えています。
- (13) 個人ごとの診断表があります。何かあれば、たとえば皮膚の乾燥等がある場合、園にあるワセリン等で対応し、職員会議で周知し、保護者にも対応方法を伝えています。
- (14) 食事ではランチルームのテーブルの配置を工夫して少人数で食事を摂れるようにしています。嫌いなもの苦手なものが食べられるようになったとき、すぐに「えらい」と声掛けをしています。保護者にもそのことをお迎えの際に伝えています。
- (15) 食育面の幼児教育では、子どもにわかりやすいように「はらぺこあおむし」など絵本を食の知識を深めるために利用しています。

◎ 管理栄養士による食育の取り組み

菜園活動やクッキング食事のマナーなど、食に対する興味や理解を深められるようにしている。特に10月に行う食育ウィークは、1週間食に関する保育活動を行い、最終日には食育参観。乳児は、本物の野菜を触ったり、やさいスタンプ、ドーナツやピザの製作を楽しみ、幼児では、お店屋さんごっこや看板、店員の帽子づくりなどを行った。その後、園で日常提供しているおやつを試食会と食育スタンプラリーを行う。職員がブースに分かれ、食育に関するゲームやクイズを行い、スタンプを順にもらっていき楽しく学べる取り組みを行っている。

◎ 看護師による健康・保健面での取り組み

子ども自身で健康管理ができるように保健教育に力を入れている。
 歯磨き、手洗い、うがい指導などを行っており、手洗いに関しては、正しい手洗いが覚えられやすいように、手洗いの歌やポスターを用いている。
 日々、歯磨チェックや手洗いの声掛けを行い、継続した取組を行っている。
 また、5歳児には心臓や目、鼻などの保健教育を行い、身体の仕組みについて関心が持てるようにしている。
 子どもにも分かり易いように、絵本だけでなく、実物の植物等の匂いを嗅いだり、聴診器で自分の心臓の音を聞いたりしている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

特記事項

- (1) クラス懇談会や個人懇談会の際にはあらかじめ、保護者の聞きたいことを書いてきてもらい、個人懇談時に説明できるようにしています。個人懇談の時間は15分くらいで設定しています。
- (2) 保護者と子どもの成長が共有できるように、R社に行事写真の撮影を依頼し、園での様子を写真で掲示しています。
- (3) 送迎時、保護者にはその日の保育園での様子を伝えるようにしています。引継ぎは担任から担当職員にしっかりと伝えていきます。また、引継ぎについては園長が園内研修で留意すべき点等を指導しています。
- (4) 『虐待防止マニュアル』は年に一回見直しをしています。気になる子どもがいる場合は、芦屋市保健福祉センター家庭相談所の担当者と連絡を密にとっています。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

特記事項

- (1) 保育士一人ひとりのスキルアップを目指し、月案週日案に保育の振り返り自己評価を記載しています。
- (2) 自己評価は今年度から8月、2月の年2回行っています。
- (3) 保育士の自己評価が園全体の保育実践の向上につながるよう取り組んでいます。具体的には月案や日誌など日々自己評価を行い、園長・主任保育士・副主任保育士が添削し指導しています。

以 上